

「南山大学学術叢書」出版助成要領

I. 目 的

南山学会会則第1章第3条にもとづき、主として正会員による学術研究の優れた業績の出版を助成し、学界への貢献を援助することを目的として、この制度を設ける。

II. 名称

この助成制度による出版物を「南山大学学術叢書」と称し、その名称を出版物に掲げる。

III. 助成対象

1. 助成対象は、申請時点で南山学会正会員または名誉会員となって3年以内の者による優れた学術業績とし、個人著作・共同著作を問わない。外国語による出版も対象とする。過去にこの助成を受けた者の申請も認めるが、前回助成の年度末日から申請まで5年を経過していなければならない。
2. 南山学会会員以外との共同著作で、南山学会会員の執筆分担量が全体の4分の3に満たないものは対象としない。
3. 翻訳書および教科書形式のものは、原則として、助成対象としない。
4. この助成は、原則として、年度ごとに9件を助成対象の上限とする。
5. 印刷方式・版型・ページ数等については制約を設けない。
6. この助成は、学外の出版助成との併用を妨げない。

IV. 助成内容

1. 出版助成金は、1件につき170万円を上限とする。
2. 出版助成金は、南山大学から出版社（会）へ支払う。

V. 申請手続

1. 助成を希望する者は、南山学会理事会（以降、「理事会」とする。）の定める期日までに出版助成申請書を南山学会事務局に提出する。
2. 出版助成申請書を提出した者（以降、「申請者」とする。）は、理事会の定める期日までに、以下の書類を南山学会事務局に提出する。
 - ①完成原稿
 - ②審査委員候補者6名の名簿（うち4名以上を南山学会非会員とする）
 - ③出版経費概算見積書

VI. 審 査

1. 審査は、非公開とする。
2. 理事会は、全ての申請について、形式審査を行う。この形式審査で採択不可となった者については、審査委員による内容審査を行わない。
3. 理事会は、出版助成申請書等を検討した後、業績の学術的価値についての内容審査を審査委員に委嘱する。
4. 理事会は、申請者から提出された審査委員候補者を参考にして、審査委員3名を選任する。
5. 審査委員3名のうち少なくとも1名は、南山学会非会員とする。
6. 審査委員は、その業績の研究領域にかかわる学界の動向に精通し、公正かつ適切な審査を行う研究者でなければならない。
7. 審査委員は、理事会の定める様式により審査報告書を作成し、理事会に提出する。
8. 審査委員には、理事会の議を経て、相当額の報酬が支払われる。
9. 過去にこの助成を受けていない者の申請（以下、新規申請）の内容審査結果に基づき、理事会の定める方法により順位をつけ、年度ごとの助成対象上限数内で採択を決定する。
10. 新規申請者の採択が年度ごとの助成対象上限数を下回る場合は、過去に助成を受けた者の内容審査結果に基づき、理事会の定める方法により順位をつけ、上位から採択を決定する。
11. 採択結果は、理事会が申請者に通知する。
12. 申請者は理事会に文書をもって審査結果に対する異議を申立てることができる。理事会

は、受理した異議申立てを検討して、必要があれば、審査委員に再検討を依頼し、改めて審査委員を選任して審査を委嘱する等の適切な措置を講ずる。

Ⅶ. 出版

1. 申請者は、その業績を出版し、かつ市販しうる出版業者を選ばなければならない。
2. 出版契約は、理事会の議を経て、著作者と出版業者との間で結ばれる。
3. 助成対象出版物の印税は、当該出版契約等の定めるところに従う。
4. 出版物の表紙等には、「南山大学学術叢書」または「同意義の語句（英語：“Nanzan University Monograph Series”）」を印刷して明記する。

Ⅷ. 採択後の手続

1. 申請者は、南山大学と「『南山大学学術叢書』出版助成に係る確認書（以降、「確認書」とする。）」を取り交わす。
2. 確認書は、理事会が定める様式とする。
3. 申請者は、確認書の取り交わし後、出版業者と出版契約を締結し、出版契約書の写しを、理事会の定める期日までに南山大学へ提出しなければならない。
4. 南山大学は、出版業者から南山大学への献本の納品を受けた後、出版助成金の支払いを行う。ただし、助成年度内に出版物が納品されない場合は、原則として、支払いを行わない。

Ⅸ. 献本・配付

1. 出版社からの南山大学への献本数は、150部とする。
2. 南山大学への献本のうち必要部数を南山大学保管分とする。
3. 出版物を必要とする会員には、南山大学への献本から無償で配付する。
4. 南山大学への献本よりⅨ-2および3を除いた残部を、国外を含む研究機関または研究者に対する無償配付に充てることができる。その際の送付代等は南山大学が負担する。
5. 南山大学保管分以外の献本残部は、申請者へ無償で配付する。
6. 南山大学の学部生・大学院生が希望する場合は、南山学会会員への配付および国外を含む研究機関または研究者に対する無償配布後に南山大学保管分在庫の範囲で指導教員を通じて無償で配付することができる。

Ⅹ. 要領の改廃

1. この要領の改廃は、理事会の議を経て、南山学会総会の審議によって決定する。

附 則

この要領による出版助成は、昭和59年4月1日より実施する。

この要領の改正は、平成元年4月1日より実施する。

この要領の改正は、平成13年4月1日より施行する。

この要領の改正は、2007年10月1日より施行する。

この要領の改正は、2011年4月27日より施行する。

この要領の改正は、2012年4月1日より施行する。

この要領の改正は、2019年4月1日より施行する。

この要領の改正は、2021年4月28日より施行する。ただし、Ⅲ. 助成対象 4. およびⅣ. 助成内容 1. については、2022年度助成から適用する。

この要領の改正は、2022年4月27日より施行する。

この要領の改正は、2023年4月19日より施行する。